

令和6年7月

定例教育委員会議案

白杵市教育委員会

令和6年7月定例教育委員会付議議案 目次

報告第15号	専決処分の承認を求めることについて----- 1 (教職員(小・中学校)の内申について)
第32号議案	令和7年度使用小・中学校教科用図書の採択について----- 2
第33号議案	白杵市公民館条例の一部改正について----- 3
第34号議案	白杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会規則 の整備について----- 5
第35号議案	白杵市教育委員会文書取扱規程の一部改正について----- 7
第36号議案	白杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会告示 の整備について----- 8
第37号議案	有形文化財の市指定について----- 9
第38号議案	白杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱又は任命について----- 11

**報告第15号、第32号議案、第33号議案については、
非公開につき削除**

第34号議案

臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会規則の整備について

臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会規則の整備について、臼杵市教育長に対する専務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第2号の規程に基づき議決を求める。

令和6年7月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会規則第5号

臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会規則の整備に関する規則

（臼杵市学校給食センター条例施行規則の一部改正）

臼杵市学校給食センター条例施行規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「条例第2条の表に掲げる学校給食センター」を「条例第1条に定める臼杵市学校給食センター」に改める。

第3条を削る。

（臼杵市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

臼杵市教育委員会事務局組織規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「臼杵市臼杵学校給食センター」の「臼杵」を削り、「臼杵市野津学校給食センター」を削除する。

（臼杵市教育委員会公印規則の一部改正）

臼杵市教育委員会公印規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「14」削り、「15」を「14」に「16」を「15」に「17」を「16」に「18」を「17」に改める。

同表中「臼杵市臼杵学校給食センター」の「臼杵」を削る。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

理 由

臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴い、関係する教育委員会規則の一部改正を行う必要があるため。

第35号議案

白杵市教育委員会文書取扱規程の一部改正について

白杵市教育委員会文書取扱規程の一部改正について、白杵市教育長に対する専務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和6年7月31日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

白杵市教育委員会訓令第2号

白杵市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

白杵市教育委員会文書取扱規程（平成17年白杵市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の「白杵市白杵学校給食センター」の「白杵」、「白教委給白」の「白」を削り、「白杵市野津学校給食センター」「白教委給野」を削除する。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

理 由

白杵市学校給食センター条例の一部改正に伴い、関係する教育委員会規程の一部改正を行う必要があるため。

第36号議案

臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会告示の整備について

臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会告示の整備について、臼杵市教育長に対する専務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和6年7月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東 雅幸

臼杵市教育委員会告示第3号

臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴う教育委員会告示の整備に関する告示

（臼杵市学校給食センター統合計画策定委員会設置要綱の廃止）

臼杵市学校給食センター統合計画策定委員会設置要綱（平成21年教育委員会告示第20号）は、廃止する。

（臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正）

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱（平成30年臼杵市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び第5号並びに第6号中「野津学校給食センター」を削り、「臼杵学校給食センター」を「臼杵市学校給食センター」に改める。

様式第4号及び第5号中の「大分県農協 野津支店」を削る。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

理 由

臼杵市学校給食センター条例の一部改正に伴い、関係する教育委員会要綱の廃止及び一部改正を行う必要があるため。

第37号議案

有形文化財の市指定について

次のとおり下記有形文化財を市指定とすることについて、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

令和6年7月31日提出

白杵市教育長 安東 雅幸

白杵市文化財保護条例（平成17年白杵市条例第208号）第4条第1項の規定に基づき、下記文化財を新たに市指定有形文化財として指定する。

記

番号	名称	所在の場所	所有者	備考
1	稲葉家旧蔵中世典籍資料	白杵市大字吉小野 4296番地(白杵市文化財管理センター)	白杵市	別紙のリストを参照(30件)
2	臨濟禅師像	福岡県太宰府市石坂 4-7-2 (九州国立博物館寄託)	宗教法人 見星寺	
3	慧可断臂図	白杵市大字白杵277番地	宗教法人 見星寺	

理由

番号1の「稲葉家旧蔵中世典籍資料」については、稲葉氏の美濃在国時代に遡るとされる一連の医書、和歌・連歌書の古写本群、美術・工芸的な意味において貴重と思われる「奈良絵本」で構成されるもの。(詳細は別紙「所見」1参照)

番号2の「臨濟禅師像」については、狩野元信の「元信」印を捺し、臨濟宗大徳寺七十六世住持古岳宗亘の賛が記されているもの。

番号3の「慧可断臂図」については、白隠慧鶴による墨画で18世紀に成立した

もの。(番号2・3についての詳細は別紙「所見」2参照)

以上のことから、上記の貴重な文化財を適正な保護及び保存に努めていくため、市指定有形文化財とする必要があるので提出する。

第38号議案

臼杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱又は任命について

臼杵市歴史資料館運営委員会を委嘱又は任命することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第13号の規定に基づき議決を求める。

令和6年7月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

任期満了に伴い、臼杵市歴史資料館運営委員会設置要綱第3条（平成26年教育委員会告示第12号）の規定に基づき、令和6年8月1日付で下記の者に委嘱又は任命する。

記

臼杵市歴史資料館運営委員会委員

	氏 名	住 所	所 属	備 考
1	かとう やすひこ 加藤 康彦	別府市	元さいき城山桜ホール館長	再 任
2	てしま よしふみ 手嶋 義文	大分市	大分県先哲史料館館長	再 任
3	きら くにあつ 吉良 國光	福岡市	大分県立芸術短期大学名誉教授	再 任
4	せき やすのり 関 泰典	臼杵市	臼杵市文化財調査員会	再 任
5	しばた ひでのり 芝田 英範	臼杵市	臼杵市議会議員 教育民生委員会委員長	新 任
6	ちどり えり 千鳥 絵里	臼杵市	大分県立臼杵高校	新 任
7	のだ きみひろ 野田 公博	臼杵市	臼杵市立福良ヶ丘小学校	再 任

8	とだか こうじ 戸高 浩二	大分市	臼杵市立北中学校	新 任
9	ひろせ かずよ 廣瀬 和代	臼杵市	臼杵市社会教育委員	再 任
10	いしかわ てつや 石川 哲哉	臼杵市	臼杵市観光協会	再 任

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

理 由

臼杵市歴史資料館運営委員会設置要綱による委員を委嘱又は任命し、運営委員会を開催する必要が生じたため。